

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中藤幸太郎の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、事案を異にし本件に適切でなく、その余は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、刑法二五六条二項の賊物故買罪が成立するためには、情を知つて賊物の所有権を有償で取得する契約をし、かつ、右契約に基づいて賊物の現実の引渡を受けことで足り、その所有権を現実に取得することを要しないと解すべきであるから、詐欺の本犯者が割賦購入名下に自動車販売会社係員を欺罔して騙取した自動車に、割賦代金の完済に至るまで右会社がその所有権を留保する旨の特約が付されていたとしても、右自動車が賊物であることを知つてこれを詐欺の本犯者から有償で買い受けた被告人の行為は、賊物故買罪を構成する。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五九年一二月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次